

デジタル保険金請求

24時間365日オンラインで受付

もしもの時は、スマートフォンやパソコンからいつでも、どこでも簡単に保険金を請求できます。面倒な書類の郵送は不要で、スピーディーに保険金をお受け取りいただけます。



●デジタル保険金請求の対象となる事故

ケガによる入院／通院／手術

たとえば、ケガで8日間通院した…

入院保険金／手術保険金／通院保険金



- デジタル保険金請求をご利用いただける補償項目の有無については加入者証にてご確認ください。
- デジタル保険金請求の対象となる事故(お子さまのケガによる入院・通院が対象です)

デジタル保険金請求の流れ

ケガで通院



●ケガの治療が終了したら

デジタル保険金請求にアクセス



必要事項を入力



●加入者証をお手元にご用意ください。

受付完了通知をメールで受信



●必要書類がある場合はメールでご案内します。

保険金の受取り



みんなの相談ダイヤル

病気の予防や早期発見、日常生活で役立つ各種相談ダイヤルサービスがご利用になれます。詳細は加入者証同封の加入者サービスのご案内をご確認ください。

保護者の皆さまへ

補償概要および重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」など)には、重要な事項が記載されていますので、必ずご一読ください。特に皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」など)が記載されている部分については、その内容をご確認ください。なお、この保障制度に関するお問い合わせは、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

重要

補償概要および重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」など)は下記から必ずご確認ください。

補償概要

<https://www.aig.co.jp/sonpo/school/hosyo>



重要事項説明書

<https://www.aig.co.jp/sonpo/school/jusetsu>



補償概要および重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめします。また、約款はこちらでご確認いただけます。(https://www.aig.co.jp/sonpo/eyakkan/kodomo)
※書面による提供をご希望の場合には、取扱代理店・扱者までお問い合わせください。SB-202401

- 以下の補償をご契約されているお客さまで、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。【個人賠償責任補償・携行品損害補償・育児費用補償 等】

- 次の職業に継続的に従事している生徒・学生の方は、取扱代理店・扱者まで必ずご連絡ください。【自動車運転者】「建設作業者」「農林漁業作業者」「採鉱・採石作業者」「木・竹・草・つる製品製造作業者」

- 次の場合、ただちに取扱代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。補償期間(保険期間)中にこの保険の対象となる事故などにあわれた場合は、事故の日から30日以内にご連絡ください。その後の手続きについてご案内します。

契約者である団体は、制度加入に必要な個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。引受保険会社における個人情報の取扱いにつきましては、重要事項説明書にてご確認ください。

- 詳細につきましては取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

取扱代理店・扱者

有限会社 サンライズ・FP

〒468-0063 名古屋市天白区音聞山610

TEL 052-835-4512 担当：早瀬

(受付時間) 9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始を除く

引受保険会社

AIG損害保険株式会社
<https://www.aig.co.jp/sonpo>

学校契約センター

TEL：076-443-8740

(受付時間) 9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始を除く

〒930-0856 富山市牛島新町5-5 タワー111

学生の皆さまへ

重要なお知らせです。必ずご確認ください！

東京福祉大学 総合保障制度

(こども総合保険)

この度はご入学おめでとうございます。

この総合保障制度は学生全員が補償されます。

学校内における限られた時間のみならず、日常生活の暮らしの中で直面する危険も含めて総合的に補償する制度です。

学生の皆さまを**24時間**補償します！

学校でのケガはもちろん、学校がお休みの日や登下校中のケガも補償します。

入って安心！

いざという時に
安心です！

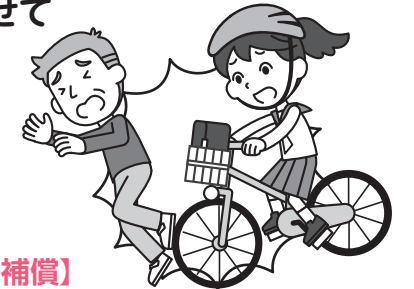
インターネット上に悪口や
個人情報を書き込まれた。
弁護士に相談し、書き込み
削除を委任した。



【トラブル被害対応補償】

保険金支払い事例

自転車で帰宅途中、人とぶつかり
重傷を負わせて
しまった。



【個人賠償責任補償】

課外活動中、転倒し
足を骨折。10日間
入院し、退院後10日間
通院した。



【傷害(ケガ)補償】

補償期間 (保険期間)	Aプラン(1年間)	2026年4月1日午前0時から2027年3月31日午後4時まで
	Bプラン(2年間)	2026年4月1日午前0時から2028年3月31日午後4時まで
	Cプラン(3年間)	2026年4月1日午前0時から2029年3月31日午後4時まで

補償内容の詳細は、「補償概要」をご覧ください。

プラン表 (補償項目／保険金額)		Aプラン (1年間)	Bプラン (2年間)	Cプラン (3年間)
掛金(一時払)		13,650円	27,300円	40,950円
基本補償	個人賠償責任 (1事故あたり支払限度額)	2億円	2億円	2億円
	傷害(ケガ)補償	死亡保険金 ●■★	259.9万円	277.6万円
		後遺障害保険金 (障害の程度によって) ●■★	死亡保険金の4～100%	死亡保険金の4～100%
		入院保険金 日額(180日限度) ●■★	3,000円	3,500円
		手術保険金 (1事故あたり1回) ●■★ 手術の際の入院の有無によって 上記の入院保険金(日額)の	入院中 10倍 入院中以外 5倍	入院中 10倍 入院中以外 5倍
		通院保険金 日額(90日限度) ●■★	1,600円	2,000円
特約補償	細菌性食中毒補償 【補償範囲を拡大する特約】		●の項目が 補償対象となります	●の項目が 補償対象となります
	熱中症補償 【補償範囲を拡大する特約】		■の項目が 補償対象となります	■の項目が 補償対象となります
	地震・噴火・津波補償 【補償範囲を拡大する特約】		★の項目が 補償対象となります	★の項目が 補償対象となります
	研修奉仕活動中受託物賠償 (1事故あたり支払限度額) (自己負担額5,000円)		300万円	300万円
	トラブル被害対応補償 (保険年度あたり支払限度額)		200万円	200万円
	病気の補償	疾病入院医療保険金 日額(1泊2日以上入院)(60日限度)	3,000円	3,500円
		疾病手術医療保険金 手術の際の入院の有無によって 疾病入院医療保険金(日額)の	入院中 10倍 入院中以外 5倍	入院中 10倍 入院中以外 5倍

※各【補償範囲を拡大する特約】の保険金額は、補償対象となる補償項目に記載の保険金額と同額となります。
※各プランの保険金額、掛金(保険料)は、過去の実績等をもとに加入者1,000名以上5,000名未満の場合の団体割引を適用したものです。

■基本補償

●個人賠償責任補償

学生やそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

※授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。また自動車使用中(運転、ドアの開け閉め等を含みます。)やバイク運転中の事故は補償の対象となりません。

※ご家族の対象範囲の詳細は補償概要でご確認ください。

※受託品賠償は時価額を限度に補償します。詳細は補償概要でご確認ください。



●傷害(ケガ)補償

授業中の事故・交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故により学生がケガをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

※急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象になりません。詳しくは「用語のご説明」でご確認ください。



■特約補償

●熱中症補償

学生が日射または熱射によって熱中症を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

●細菌性食中毒補償

学生が摂取したものにより細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

●地震・噴火・津波補償

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガなどをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

●研修・奉仕活動中受託物賠償責任補償

インターンシップ・介護体験活動・教育実習・保育実習・団体管理下でのボランティア活動中に、学生が使用・管理する目的で借りたり預かったりした物を、あやまって壊したり紛失したり盗まれたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

●トラブル被害対応補償

学生がいじめ、SNS上での誹謗中傷やストーカーなどの被害(※1)を受けて届出・相談等(※2)を行った場合に初期対策費用、カウンセリング費用、法律相談費用、弁護士費用等、訴訟関連費用(※1)を補償します。
(※1) 対象となる被害の内容、各費用の支払条件や支払限度額等は補償概要をご確認ください。
(※2) 弁護士等への法律相談の申込・委任、警察への届出・告訴状の提出、いじめに関する臨床心理士・公認心理師への相談をいいます。

■病気の補償

※補償開始前の検診(入学前の健康診断等)で指摘された病気など、補償開始前に発病していた病気は補償の対象となりません。

●疾病入院医療保険金

学生が補償期間中に発病した病気の治療のため、1泊2日以上入院した場合に、入院日数に応じて保険金をお支払いします。

1泊2日の入院から
補償します

●疾病手術医療保険金

学生が補償期間中に発病した病気の治療のため、所定の手術を受けた場合に、保険金をお支払いします。

